

答 申 書
(答 申 第 322 号)
令和2年(2020年)10月30日

1 審査会の結論

北海道病院事業管理者が、本件審査請求の対象となった個人情報一部開示決定処分のうち、「親族からの聞き取り事項」の部分を開示しないこととしたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、次に列挙するものである。

- ・入院申込書 ・医療保護入院者の入院届 ・応急入院届 ・〇〇科作業療法計画書
- ・〇〇科作業療法指示箋 ・基礎情報用紙 N01 ・看護計画 N02 ・看護計画 N01
- ・看護計画（開示用）（〇〇年〇月〇日） ・基礎情報2 1枚目及び2枚目
- ・転倒・転落アセスメントシート ・入院引き継ぎチェックリスト
- ・〇〇病誌〇号（〇. 〇. 〇～〇. 〇まで）

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道病院事業管理者（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、開示請求者に係る上記文書を対象個人情報として特定し、このうち、「義弟の携帯電話番号」が北海道個人情報保護条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第16条第1項第2号に、「〇〇病誌〇号（〇. 〇. 〇～〇. 〇まで）」にある「親族からの聞き取り事項」が、同第16条第1項第8号に規定する非開示情報（以下「8号情報」という。）に該当するとして、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とした情報のうち、「親族からの聞き取り事項」について、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 8号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。

そして、「当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」とは、当該事務の執行が阻害されたり、当該事務を実施する意義を失わせたり、当該事務の適正な執行に著しい支障が生じる可能性があるとして認められる次のような個人情報をいうとしている。

(ア) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい支障を生じるおそれがあるもの

(イ) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等に影響はないが、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあるもの

イ 請求人は、実施機関が8号情報に該当するとして非開示とした部分について、条例第16条第1項第8号に該当しないと主張する。

ウ 実施機関は、8号情報に該当するとして非開示とした部分について、対象文書の非開示部分が、請求人に係る個人情報であっても、請求人の家族から聞き取った情報や、それに基づく〇〇病院としての評価や判断に関する情報であることから、これらの情報を請求人に開示することにより、病院と家族の信頼・協力関係が破綻することが見込まれ、〇〇病院における請求人の今後の診療・相談事務の

適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められることから、8号情報に該当すると主張する。

エ 当審査会として、非開示とした部分を見分したところ、非開示とした部分には、請求人の病状に関して、家族から聞き取った情報や、それに基づく〇〇病院としての評価や判断に関する情報が記載されていることが認められた。

オ また、当審査会で確認したところ、診療記録の開示も含めた診療情報の提供については、国において、厚生労働省が「診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日）」（以下「厚生労働省診療情報提供指針」という。）を策定し、実施機関においても、厚生労働省診療情報提供指針に基づき、「道立病院における診療情報の提供に関する指針（ガイドライン）（平成15年）」（以下「道立病院診療情報提供指針（ガイドライン）」という。）を策定しており、この中で、医療従事者等が診療情報の提供を拒みうる場合として、次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の全部又は一部を提供しないことができるとされており、個々の事例への適用については、個別具体的に慎重に判断することが必要であるとされている。

(ア) 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき

患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者等に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合

(イ) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

本件開示請求において、実施機関が非開示とした部分については、道立病院診療情報提供指針（ガイドライン）で示されている、患者等に診療情報の提供を拒みうる事由に該当することが認められた。

カ 以上のことから、実施機関が非開示としたこれらの情報を開示したならば、病院と家族の信頼・協力関係が損なわれるばかりではなく、今後の請求人に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められ、実施機関が8号情報に該当するとして、「親族からの聞き取り事項」を非開示としたことは、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年6月9日	○ 諮問書の受理（諮問番号 628） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦対象公文書の写し）の提出
令和2年7月2日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和2年8月3日 (第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年8月31日 (第二部会)	○ 答申案骨子審議
令和2年10月27日 (第104回全体会)	○ 答申案審議
令和2年 月 日	○ 答申